

消費生活センターをご利用ください



消費生活センターとは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するために各自治体が設置している相談機関です。

市では消費生活専門相談員、消費生活コンサルタントなどの資格を有する相談員が、皆さんの消費生活に関する疑問や悩みを解決できるようアドバイスをします。

●消費生活相談

悪質商法・架空請求・多重債務など、個人(消費者)と事業者との間での消費契約に関して相談できます。

※個人間、事業者間、雇用や教育の問題は対象外。

○電話による相談

メールやハガキなどでの一般的な架空請求を受けた場合や訪問販売などで契約したがクーリングオフをしたい場合など、簡易な内容の相談は電話で対処法のアドバイスをします。

○面談による相談

契約書の確認が必要な場合や、多重債務の相談など必要書類や詳細について把握する必要がある場合は、センターに来ていただき詳細をお伺いします。

●相談員によるアドバイス

- ・消費者が自主交渉をする際の法的根拠の説明や交渉の仕方をアドバイスします。
- ・消費者が自主交渉するのが困難な場合は、消費者の意思に基づき相談員が業者と交渉を行います。
- ・個人間の問題や訴訟による解決など、センターだけでは解決できない場合などは、適切な相談機関を紹介します。
- ・多重債務相談において債務整理をする際に弁護士や司法書士につなぎます。

●相談情報の集約・活用

皆さんからの相談内容は国民生活センターに集約され、情報提供や悪質業者指導などに活用し消費者を守ります。また、消費者被害を未然に防ぐための法整備などにも役立てています。

「騙された」と思ってもその情報を隠してしまつては悪質業者の思うツボです。交渉により契約の解除や返金ができる可能性が生じるほか、その情報を元に今後の被害を防ぐことができるかもしれません。

そのためには皆さんからの情報が必要不可欠となります。些細なことでも結構ですから、ぜひ消費生活センターをご利用ください。

●消費生活啓発事業

消費生活センターでは自主的に消費者教育講座を開催するほか、皆さんからの要望により地域の公民館などに出向き出前講座を実施しています。会場を用意していただければ費用はかかりませんので、悪質商法の対処法など各地域において講座を開催したい場合はお気軽にお問い合わせください。

問 大田原市消費生活センター

大田原市住吉町1-9-37 TEL(23)6236
相談受付 9:00～12:00、13:00～16:00
※土・日・祝日を除く

問

地価公示法に基づく平成25年地価公示価格(平成25年1月1日現在)の閲覧場所は次のとおりです。

- ・都市計画課
- ・(仮設庁舎B棟2階)
- ・黒羽支所
- ・湯津上支所
- ・大田原図書館
- ・黒羽図書館

※市内における地価公示価格は「広報おたわら」5月1日号に掲載予定

TEL(23)8711

問

4月は就職、進学、住所の変更などで異動の多い時期です。住所など、健康保険の登録内容に変更があった場合は、必ず届出をしてくださいます。届出が遅れると保険料をさかのぼって支払うことになったり、医療費が全額自己負担となることがありますので、ご注意ください。

TEL(23)8857

地価公示価格の閲覧

年金・国保

国保の届出をお願いします

交通安全 ハーレーパレード開催

春の交通安全運動の一環として、大型バイクによるパレードが行われます。

●日時 4月6日(土) 午前9時30分から

●パレード行程

- 9:50 道の駅那須与一の郷
- 9:53 大豆田交差点
- 9:55 高岩大橋
- 10:00 田町十字路
- 10:10 片田交差点
- 10:15 笠石神社交差点
- 10:25～10:40 なががわ水遊園
- 11:00 鹿畑交差点
- 11:05 大田原保健センター前交差点
- 11:15 稲荷前交差点
- 11:20 東武百貨店前交差点
- 11:30 大田原保健センター前交差点
- 11:40 道の駅那須与一の郷

問 危機管理課 **東** 2階

TEL(23)1115